

改正医療法（抜粋）

第 113 条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

2 前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。

- 一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
- 二 第 108 条第 1 項の規定による面接指導並びに第 123 条第 1 項本文及び第 2 項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。
- 三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

4 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をするに当たっては、第 132 条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない。

5 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第 1 項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、第 130 条第 1 項の医療機関勤務環境評価センター（第 116 条第 1 項において単に「医療機関勤務環境評価センター」という。）に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第 114 条 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第 1 項の規定による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

第 115 条 第 113 条第 1 項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

第116条 特定地域医療提供機関の開設者は、第113条第1項に規定する業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定地域医療提供機関の指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。この場合において、当該特定地域医療提供機関の管理者は、あらかじめ、当該特定地域医療提供機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて、労働時間短縮計画の見直しのための検討を行い、必要な変更を加えるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、医療機関勤務環境評価センターによる第131条第1項第一号の評価を受けなければならない。

- 2 第113条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による承認について準用する。この場合において、同条第2項中「同項」とあるのは「第113条第1項」と、同項及び同条第3項第1号中「の案」とあるのは「の変更の案」と読み替えるものとする。

第117条 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第113条第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

- 一 第113条第1項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。
- 二 第113条第3項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。
- 三 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 四 特定地域医療提供機関の開設者が第111条又は第126条の規定に基づく命令に違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第118条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによって当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 2 第113条第2項から第7項まで、第114条及び第115条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第116条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第113条第2項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第118条第1項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、

同条第7項中「この条」とあるのは「第118条」と、前条第1項第1号中「第113条第1項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第1項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第2号中「第113条第3項各号」とあるのは「次条第2項において準用する第113条第3項各号」と読み替えるものとする。

第119条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

一 医師法第16条の2第1項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師

二 医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師

2 第113条第2項から第7項まで、第114条及び第115条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第116条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第117条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第113条第2項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第119条第1項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第7項中「この条」とあるのは「第119条」と、第117条第1項第一号中「第113条第1項」とあるのは「第119条第1項」と、同項第二号中「第113条第3項各号」とあるのは「第119条第2項において準用する第113条第3項各号」と読み替えるものとする。

第120条 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

2 第113条第2項から第7項まで、第114条及び第115条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第116条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第117条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第113条第2項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第120条第1項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同条第7項中「この条」とあるのは「第120条」と、第117条第1項第1号中「第113条第1項」とあるのは「第120条第1項」と、同項第2号中「第113条第3項各号」とあるのは「第120条第2項において準用する第113条第3項各

号」と読み替えるものとする。

第 131 条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。
- 二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。

2 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、第 105 条の指針を勘案しなければならない。

第 132 条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第 1 項第一号の評価を行つたときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。